

- 7月の米求人件数は5ヵ月ぶりの低水準。ただし、求人数が失業者数を上回る状況が1年5ヵ月続くなど、求人関連の指標は依然として労働需給の引き締まりがうかがえる内容といえる。
- 自発的な離職率は、2001年以降では過去最高に次ぐ水準で、労働者は自発的な離職に対して意欲的であることを示していると思われる。米国経済の実態は懸念されているほど悪くない可能性も。

## 米求人件数は5ヵ月ぶりの低水準

10日に米労働省が発表した求人労働異動調査（JOLTS）における、7月の求人件数は721万7千件と、市場予想の733万1千件（ブルームバーグ集計。以下、同じ。）を下回り、5ヵ月ぶりの低水準となりました。内訳をみると、卸売業やプロフェッショナル・ビジネスサービスなどの減少が足を引っ張るかたちとなりました。一方、建設や情報などは増加したほか、製造業や鉱業は過去最高を記録しました。

このほか、求人率（求人数を、雇用者数総計と求人数を足したもので割った比率）は4.5%と、前月から低下したものの、比較的高水準を維持しました。

## 依然として米国の労働需給は引き締まりか

2018年3月以降、求人数が失業者数を上回る状況が1年5ヵ月続いており、2018年7月以降は今年2月を除いて、その差は100万を超える水準となっています。

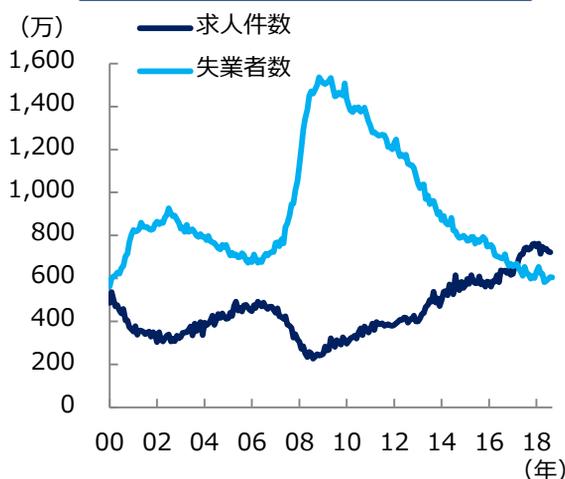
6日に発表された8月の米雇用統計で、非農業部門雇用者数の増加幅は市場予想を下回ったものの、失業率は3.7%と、3ヵ月連続で過去およそ50年間における最低並みの水準を維持したほか、時間当たり平均賃金の伸び率は2009年以来の高水準を維持したことなどから、今回の求人関連の指標は依然として労働需給の引き締まりがうかがえる内容といえます。

## 米国の労働者は自発的な離職に意欲的と思われる

労働者がより良い仕事を求めて自発的に離職する動きを示す指標の1つである、自発的な離職率は2.4%と、前月から上昇しました。2001年以降では過去最高の2.5%に次ぐ水準で、労働者は自発的な離職に対して意欲的であることを示していると思われます。

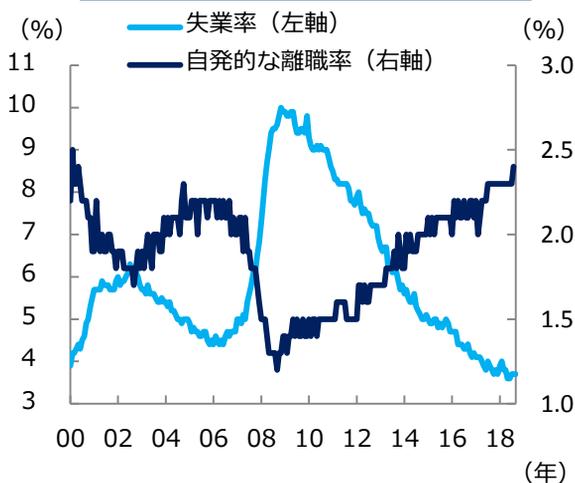
米中貿易摩擦の激化が米国の景気に悪影響を与えるとの見方が市場で広がるなか、労働需給など米国経済の実態は足もとと市場で懸念されているほど悪くない可能性が考えられます。

## 米 求人件数と失業者数の推移



※期間：2000年12月～2019年8月（月次）  
季節調整済み、求人数は2019年7月まで

## 米 失業率と自発的な離職率の推移



※期間：2000年12月～2019年8月（月次）  
季節調整済み、自発的な離職率は2019年7月まで

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報および作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

### 【投資信託に係るリスクと費用】

#### ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（リート）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

#### ● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

##### ■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.78% \* (税込)

\* 消費税率が10%になった場合は、3.85%となります。

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

##### ■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.052% \* (税込)

\* 消費税率が10%になった場合は、年率2.09%となります。

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

##### ■ その他費用・手数料

上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

### 【ご注意事項】

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

● 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

● 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

● 投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。